

市民部

議案第152号 大津市市民活動センター条例の一部を改正する

### 条例の制定について

議案第152号 大津市市民活動センター条例の一部を改正する  
条例の制定について、ご説明いたします。

資料は右下にページ番号を記載しております。

2ページをお願いいたします。

大津市では、明日都浜大津 1 階に市民公益活動の拠点として大津  
市市民活動センターを設置しています。

今回の一部改正の概要としましては、令和8年4月から市民活動  
センターの運営を指定管理者から市が直接に管理・運営を行う方法  
へ移行するにあたり、条例中のセンターの管理を行うものを「指定管  
理者」から「市長」に改めるものです。

市民活動センターは、これまで指定管理者による運営を行ってま  
いりましたが、設置から20年目を迎え、指定管理制度では、柔軟に  
事業の見直しが難しいこと、これまでNP0 法人等のテーマ型の市  
民団体への支援を中心に取り組んできましたが、一方で、まちづくり  
協議会や自治会といった地縁型の市民団体、いわゆる地域団体への  
支援については、これまでの関わりの中で支援が難しかったこと、ま

た、9月に実施した「市民公益活動・地域コミュニティに関する市民アンケート」では、9割の方が市民活動センターのことを知らないという現状などの課題が見えてきたところです。

今後、市民、地域団体、市民団体、事業者、行政がそれぞれの役割のもと連携を図り、活力あるまちづくり活動につなげられるよう、特に、地域活動への支援窓口としての役割も担ってきた本市が直接に管理・運営を行うことで、それぞれの団体をつなげられるよう中間支援を行うこととします。

3ページをお願いします。

市民活動センターの概要についてですが、平成18年4月に「市民公益活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の形成に資すること」を目的に、様々な主体の間に立ち活動を支援する中間支援施設として、今年で20年目を迎えました。

市民公益活動の拠点として、交流スペースや3つの会議室、市民活動団体が事務所として使用しているスマートオフィスなどがございます。

4ページをお願いします。

先ほど申し上げました課題を解決するために、大津市が目指すこれから市民活動センターは、地域団体、市民団体、事業者が共につ

ながり、交流を促進していくためのプラットフォームとして、多様な主体が行う活動をつなぎ合わせ、点から線、線から面の活動につなげていけるよう取り組んでまいります。

5 ページをお願いいたします。

令和 8 年度からの施設機能と運営体制についてですが、まず、施設機能につきましては交流を促進するために集う物理的なスペースとして現在の施設機能は必要であると考えており、現行のまま運用したいと考えています。こちらについては、今後、施設の運用状況や交流等のソフト面での事業の進捗、施設の効果を見ながら、施設機能のあり方については、継続して検討していきます。

6 ページをお願いいたします。

最後になりますが、提供サービスの変更点についてでありますが、相談窓口等については、これまで年末年始、日曜日以外の 9 時から 19 時にて運用を行ってきましたが、祝日における利用頻度が低かつたことから、祝日の運用を見直し、年末年始、日曜、祝日以外の 9 時から 19 時に改めさせていただきます。貸館業務については、これまでと同様の運用とさせていただきます。

以上、議案第 152 号 大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。